三重県内水面漁業協同組合連合会による自然環境に配慮した製品の推薦に関する選定・運用規程

１．選定基準（推薦の条件）

推薦品は、河川環境への悪影響がなく、以下のいずれかに該当する製品・工法とする。なお、国土交通省の「NETIS（新技術情報提供システム）」登録製品、または公的機関の認定品を優先的に選定する。また、NETIS 未登録であっても、県内企業の実績や客観的データがあり、審査会・理事会が有益と認めたものは柔軟に採用する。

I. 生態系の保全・創出：水生生物の逃げ場や隠れ家の造成、または早期の緑化・生物相拡大が見込めること。

II. 水質・土砂流出の防止：豪雨時の土砂流出や、河川の濁水化を未然に防ぐ効果が高いこと。

III. 環境負荷の低減：環境ホルモンや有機溶剤など、水生生物に有害な物質を含まない（または極めて少ない）こと。

IV. 導入の容易性と経済性：設計の手間を省く既製品であり、施工単価や費用対効果に優れていること。

２．審査体制および選定過程（プロセス）

推薦品の審査・決定を厳正に行うため、連合会内に「環境配慮製品審査会」を設置する。

【審査会の構成員】

I.　河川工法・河川生態の学識経験者（専門家）

II. 内水面漁協関係者（現場代表）

III. 河川工事関係者（施工・技術代表）

IV. 連合会事務局

【選定プロセス】

I.　提案：各単漁協、連合会事務局、河川工事関係者または専門家からの製品推薦。

II. 審査会の招集・評価：上記構成員による審査会を開催し、カタログ、NETIS 登録有無、施工実績、環境への影響度、現場での実用性を多角的に評価・選定する。

III. 審議・承認：審査会の評価結果に基づき、三重県内水面漁連「理事会」にて最終審議および承認。

IV. 周知：推奨品リストの作成、各単漁協への通知、発注・施工団体への提案開始。

３．推薦期間（有効期間）

I.　期間：承認日から原則 1 年間（当該事業年度の末日まで）。

II. 趣旨：技術革新や新工法の登場に迅速に対応し、常に最適な製品を推薦するため。

III. 更新：現場でのトラブルの有無や他社製品との優位性を審査会にて毎年再評価し、問題がなければ理事会を経て 1 年毎の更新を可能とする。

４．推薦取り消し規定

期間内であっても、以下の事由に該当した場合は審査会の緊急招集を経て、即座に推薦を取り消す。

I. 環境への悪影響：施工後に想定外の水質汚濁や生態系への悪影響が判明したとき。

II. 品質・性能の欠陥：出水や豪雨時に、破損や土砂流出防止機能の著しい不足が見られたとき。

III. 企業の信用失墜：製造・施工元企業に法令違反（環境関連法等）や重大なコンプライアンス違反が発生したとき。

IV. 優良な代替品の普及：費用対効果や環境配慮の面で、明らかに本製品を凌駕する他社製品が普及したとき。